

**改正**

令和4年4月1日規則第29号

伊賀市工事執行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は伊賀市が行う工事について、その執行方法及び伊賀市契約規則（令和4年伊賀市規則第29号）の特例を定めるものとする。

(用語の定義)

**第2条** この規則において「工事」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事並びに測量、調査、設計、製造及び修繕工事をいう。

(工事の執行方法)

**第3条** 工事の執行は、請負又は直営による。ただし、特に必要があると認められるときは、委託によることができる。

2 工事を直営で執行する場合においても、その一部を請負に付することができる。

(直営の場合)

**第4条** 次の各号のいずれかに該当するときは、直営で工事を執行するものとする。

- (1) 工事の目的又は性質により請負に付することが不適当と認められるとき。
- (2) 緊急の必要により請負に付する暇がないとき。
- (3) 請負契約を締結することができないとき。
- (4) その他請負に付することが不適当と認められるとき。

(見積期間)

**第5条** 指名競争入札により契約を締結しようとするときの見積期間は、次に掲げるとおりとする。  
ただし、やむを得ない事情があるときは、第2号及び第3号の期間を5日以内に限り短縮することができる。

- (1) 工事1件の予定価格が500万円未満のものについては1日以上
- (2) 工事1件の予定価格が500万円以上5,000万円未満のものについては10日以上
- (3) 工事1件の予定価格が5,000万円以上のものについては15日以上

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の前日までに、合併前の上野市建設工事執行規則(昭和52年上野市規則第2号)、伊賀町工事執行条例(昭和34年伊賀町条例第50号)、島ヶ原村建設工事執行規則(昭和61年島ヶ原村規則第5号)、阿山町建設工事執行規則(昭和31年阿山町規則第5号)、大山田村建設工事執行規則(昭和33年大山田村規則第5号)又は青山町建設工事に関する条例(昭和30年青山町条例第37号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規則によりなされたものとみなす。

**附 則** (令和4年4月1日規則第29号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。